

平成28年度第1回 福崎町地域公共交通会議次第

日 時 平成28年12月16日(金)14:00～
場 所 福崎町役場2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱辞令交付

4 委員紹介

5 福崎町地域公共交通会議会長の選出

6 協議事項

- (1) 法定協議会への移行及び名称変更について (資料1・7・8)
- (2) 郊外便(川西)バス停留所の移転に伴う運行ルート及び時刻表の変更について(平成29年4月以降～) (資料2)
- (3) 郊外便の予備車について (資料3)

7 報告事項

- (1) サルビア号の利用状況等について (資料4)
- (2) バス運行社会実験の状況について (資料5)
- (3) その他
 - ①地域公共交通網形成計画への取り組みについて (資料6)
 - ②道路交通法の改正について(追加項目) (資料9)

8 閉 会

【配布資料】

- ・次 第
- ・座席表及び名簿
- ・資料1 法定協議会への移行及び名称変更について
- ・資料2 郊外便川西地区の運行ルート、バス停の変更及び時刻表
- ・資料3 郊外便の予備車について
- ・資料4 サルビア号の利用状況等について
- ・資料5 バス運行社会実験の状況について
- ・資料6 地域公共交通網形成計画への取り組みについて
- ・資料7 福崎町地域公共交通会議設置要綱(変更前)
- ・資料8 (仮称)福崎町地域公共交通活性化協議会設置要綱(案)
- ・資料9(追加)改正道路交通法の施行について

座席位置表(大会議室)

事

松本教授

○ 運輸企画専門官
神戸運輸管理部兵庫陸運部

兵庫県 中播磨県民センター
タ—古川 企画調整所長
補佐

福崎警察署 交通課 横田 課長

兵庫県タクシー協会
依藤 西播支部副支部長
(神崎交通株式会社)

○ 神姫バス株式会社 魚谷 所長

○ JR西日本福崎
駅 植村 副駅長

福崎町会 中塚 副会長

福崎町老人クラブ連合会 会長 藤岡 谷口 福崎町商工会 会長

○ 尾崎 副町長

○村上 監技

福崎町議会
小林 議員

○ 福崎町議員 三輪

事務局

○福永 まちづくり課長

○ 山下副課長

○ 藤田 係長

○健康福祉課 大畑 課長補佐

付受

出入口

福崎町地域公共交通会議委員名簿（順不同）

（任 期 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

■委員

（敬称略）

	区 分	役 職 等	氏 名	備 考
1	学識経験者	兵庫県立大学名誉教授	松 本 滋	
2	各種団体	福崎町区長会副会長	中 塚 幹 男	
3		福崎町老人クラブ連合会長	藤 岡 修	
4		福崎町商工会長	谷 口 守 男	
5	運送事業者・ 組織団体等	JR西日本福崎駅 副駅長	植 村 貢	
6		神姫バス株式会社 姫路営業所長	魚 谷 観	
7		公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事	中 澤 秀 明	
8		社団法人 兵庫県タクシー協会 西播支部副支部長（神崎交通株式会社）	依 藤 義 光	
9		神姫バス労働組合 執行委員	濱 田 崇 広	
10	地方運輸局	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 輸送部門首席運輸企画専門官	吉 本 道 明	
11	兵庫県	中播磨県民センター姫路土木事務所 企画調整所長補佐	古 川 仁	
12	警察関係	福崎警察署 交通課長	横 田 成 生	
13	福崎町議会	福崎町議会議員 （民生まちづくり常任委員会）	小 林 博	
14		福崎町議会議員 （総務文教常任委員会）	三 輪 一 朝	
15	福崎町	副町長	尾 崎 吉 晴	
16		健康福祉課長	三 木 雅 人	

■オブザーバー

	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	国	近畿地方整備局姫路河川国道事務所 道路管理第二課長	米 村 克 己	
2	兵庫県	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課 副課長	岩 原 直 子	

福崎町地域公共交通活性化協議会委員名簿（順不同）

（任 期 平成 28 年 12 月 16 日～平成 30 年 3 月 31 日）

■委員

（敬称略）

	区 分	役 職 等	氏 名	備 考
1	学識経験者	兵庫県立大学名誉教授	松 本 滋	学識経験者
2	各種団体	福崎町区長会副会長	中 塚 幹 男	利用者代表
3		福崎町老人クラブ連合会長	藤 岡 修	利用者代表
4		福崎町商工会長	谷 口 守 男	その他（地元企業）
5	運送事業者・ 組織団体等	JR西日本福崎駅 副駅長	植 村 貢	公共交通事業者
6		神姫バス株式会社 姫路営業所長	魚 谷 観	公共交通事業者
7		公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事	中 澤 秀 明	公共交通事業者
8		社団法人 兵庫県タクシー協会 西播支部副支部長（神崎交通株式会社）	依 藤 義 光	一般旅客運送事業者
9		神姫バス労働組合 執行委員	濱 田 崇 広	事業者の運転者が組織する団体
10	地方運輸局	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 輸送部門首席運輸企画専門官	吉 本 道 明	地方運輸局
11	兵庫県	中播磨県民センター姫路土木事務所 企画調整所長補佐	古 川 仁	道路管理者（県）
12	警察関係	福崎警察署 交通課長	横 田 成 生	公安委員会
13	福崎町議会	福崎町議会議員 （民生まちづくり常任委員会）	小 林 博	住民代表
14		福崎町議会議員 （総務文教常任委員会）	三 輪 一 朝	住民代表
15	福崎町	副町長	尾 崎 吉 晴	市町
16		技監	村 上 修	道路管理者（町）

■オブザーバー

	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	国	近畿地方整備局姫路河川国道事務所 道路管理第二課長	米 村 克 己	
2	兵庫県	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課 副課長	岩 原 直 子	

(1) 法定協議会への移行及び名称変更について

平成28年度 第1回地域公共交通会議資料

平成28年12月16日(金)

【目次】

1. 交通政策基本法の成立について.....P2~3
2. 改正地域公共交通活性化再生法について.....P4
3. 地域公共交通に係る問題の解決の方向性について...P5~6
4. 法定協議会と地域公共交通会議との関係について...P7~8
→法定協議会への移行及び名称変更について

1

1. 交通政策基本法について

交通政策基本法の概要

※平成25年12月4日公布・施行



2

交通政策基本法の定める責務、役割

- 交通政策基本法には、交通にかかわる各主体(国・地方公共団体・交通事業者等・国民等)の責務、役割が明記されている。

国

- ・第二条から第六条までに定める交通に関する施策についての基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ・情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民等の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

地方公共団体

- ・基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

交通事業者等

- ・基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- ・前項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

国民等(役割)

- ・基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めることによって、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。

3

2. 改正地域公共交通活性化再生法について

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要



交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ①地方公共団体を中心となり、
- ②まちづくりと連携し、
- ③面的な公共交通ネットワークを再構築

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が地方公共団体の
支援を受けつつ実施

軌道運送 高度化事業 (LRTの整備)

鉄道事業 再構築事業 (上下分離)

地域公共交通再編実施計画

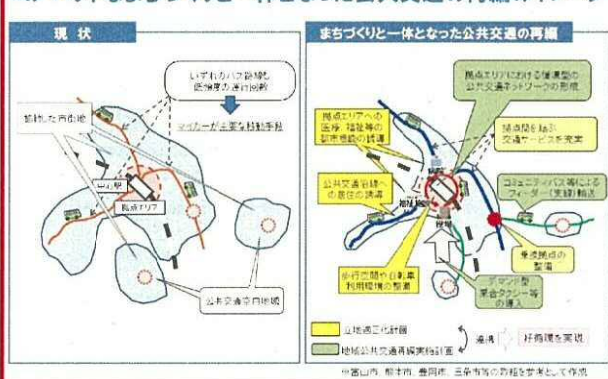
地方公共団体が事業者等
の同意の下に策定

実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



※改正地域公共交通活性化再生法については、平成26年11月20日に施行

4

3. 地域公共交通に係る問題の解決の方向性について

地域公共交通に係る問題の解決の方向性

基本的考え方

民間事業者の事業運営にともすれば任せきりであった従来の枠組みからの脱却

地域公共交通の再定義

- ▶ 地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って
- ▶ 関係者の合意の下で
- ▶ まちづくりと一体で
- ▶ 持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを再構築

ポイント

- ① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ② 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
- ④ 広域性の確保
- ⑤ 住民の協力を含む関係者の連携
- ⑥ 具体的で可能な限り数値化した目標設定

- ・ 今後、福崎町においても上記の視点にたった交通施策が大切と
なってくる。

5

各種計画について（関係者の連携・協働による施策の推進）

1. 交通政策基本法における地方公共団体の責務等

第6条（連携等による施策の推進）

交通に関する施策の推進は、まちづくり、観光立国の実現その他の観点から、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りながら、国、地方公共団体、運輸事業その他交通に関する事業を行う者（以下「交通関連事業者」という。）、交通施設の管理を行う者（以下「交通施設管理者」という。）、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつつ、行われなければならない。

第9条（地方公共団体の責務）※抜粋

地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2. 改正地域公共交通活性化再生法における市町村の役割

基本方針：六（三）市町村の役割

市町村は、地域の実情に応じた、地域にとって最適な公共交通のあり方について、自らが中心となって、また、他の市町村や都道府県と連携して、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、住民その他の地域の関係者と検討、合意形成を図り、また、合意がなされた取組の実施に向けて、地域の関係者と連携しつつ、主体的に取り組むこととする。

3. 地域の実情を踏まえた各種計画の策定

地域にふさわしい持続可能な地域公共交通の計画策定 → 市町村がリーダーシップをとって協議等をすすめていくことが重要。

地域公共交通活性化再生法 に基づく各種計画

- ・ 交通政策基本法の基本理念の具体化
- ・ 持続可能な地域公共交通網の形成

地域公共交通網形成計画

- ◆コンパクトシティの実現に向けた、まちづくり
施策との連携
- ◆地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワ
ークの再構築

地域公共交通特定事業に関する計画

地域公共交通再構築計画

- ◆地域公共交通網形成計画に基づく、面的な公共
交通ネットワークの再構築
- ⇒「地域公共交通再構築事業」：交通事業者等が
地方公共団体の支援を受けつつ実施。

軌道運送高度化実施計画

鉄道事業再構築実施計画

ほか

協議

協議会 形成計画の作成及び実施に関し、必要な協議

道路運送法に基づく乗合運送サービス の導入等に関する各種協議

- ・ 地域ニーズに応じた多様な形態の運送サー
ビスの普及を促進
- ・ 乗客の利用を向上するため、多様化する運送
形態に柔軟に対応

- ◆地域ニーズに即した乗合運送サービスの
運行形態（市町村運営有償運送を含む）運
賃等について協議

乗合バス事業者が輸送サー
ビスを提供するにあたり、
許可基準等の柔軟な適用

自家用有償旅客運送
制度を活用した公共
輸送サービスの提供

協議会

上記の輸送サービスの提供にあたっては、輸送サービス
に応じた協議会で協議

（補足）

・ 基本的には、バス交通に関する事項が協議対象であり、鉄
道等、複数の交通モードを組み合わせる交通計画を策定す
る場合等は、地域公共交通網形成計画の策定が望ましい。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 に基づく各種計画

- ・ 生活交通の確保が危惧に懸念されている地域等に
おいて、地域の特性・実情に最適な移動手段の提
供が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステム
の導入等移動に当たっての様々な障害の解消
等を図る

生活交通確保維持改善計画

- ◆地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提
供、バリアフリー化やより制約の少ないシステ
ムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消
等を図る

当該計画に代えて策定される計画

地域間幹線系統確保維持計画

地域内フィーダー系統確保維持計画

離島航路確保維持計画

ほか

協議

協議会 計画の策定にあたっては、計画に応じた協議
会で協議

6

4. 法定協議会と地域公共交通会議との関係について

○「地域公共交通会議」とは・・・「道路運送法に基づいて設置される機関

・地域住民の生活に必要な旅客運送を確保する目的で、地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項について協議するために地方公共団体が主宰するもの。

○「法定協議会」とは・・・「地域公共交通活性化・再生法」に基づいて設置される機関。

・地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し、必要な協議を行う為の協議会。地域公共交通会議の特性(コミバスの運行、自家用車の有償運送等)を活用する場合、その会議を網羅する構成員で法定協議会を設立することもできる。

表 地域公共交通会議と法定協議会の比較

	地域公共交通会議	法定協議会
主宰者	福崎町	福崎町
協議会名	福崎町地域公共交通会議	(仮)福崎町地域公共交通活性化協議会
設置法的根拠	道路運送法施行規則第9条の3	地域公共交通活性化再生法第6条第1項
構成員	○地方公共団体 ○住民代表 ○利用者代表 ○運輸支局 ○一般旅客自動車運送事業者及びその団体 ○一般旅客自動車運送事業者の事業自動車の運転者が組織する団体 【以下地域の実情に応じて】 ○道路管理者 ○都道府県警察 ○学識経験者 など	○市町 ○住民代表 ○利用者代表 ○公共交通事業者 ○道路管理者(都道府県含む) ○公安委員会 ○学識経験者 ○その他当該市町が必要と認めるもの ・地方運輸局など ※福崎町の場合、どちらも具備している。

7

	地域公共交通会議	法定協議会
協議事項	○地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項 ○自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)の必要性及び旅客からの収受する対価に関する事項 ○その他これらに関し必要となる事項(H27.4.1国自旅第370号)	○地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議(法第6条第1項) ○バス、鉄軌道、旅客船といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活性化等の観点に留まらずシームレスな輸送サービスを実現させるための複数の輸送形態間の連携・横断的な観点から協議(H26.11.20国総計第73号)
主な項目	○乗合事業(バス)全般 ○乗合タクシー(デマンド交通等) ○市町村運営有償運送	○地域全体を見渡した公共交通網、地域の特性に応じた多様な交通サービス全般(バス、鉄軌道、旅客船、自家用有償旅客輸送他)
支援内容等	○財政的支援なし ○コミバス等の運行に係る手続き簡素化(標準処理機関が1ヶ月に短縮される) ○自家用車で市町村運営有償運送の運行計画の策定が可能	○財政的支援あり 【調査事業】 ・計画策定費の支援あり(1年間) 【計画事業】 ・事業に対し一括支援あり(最長3年)



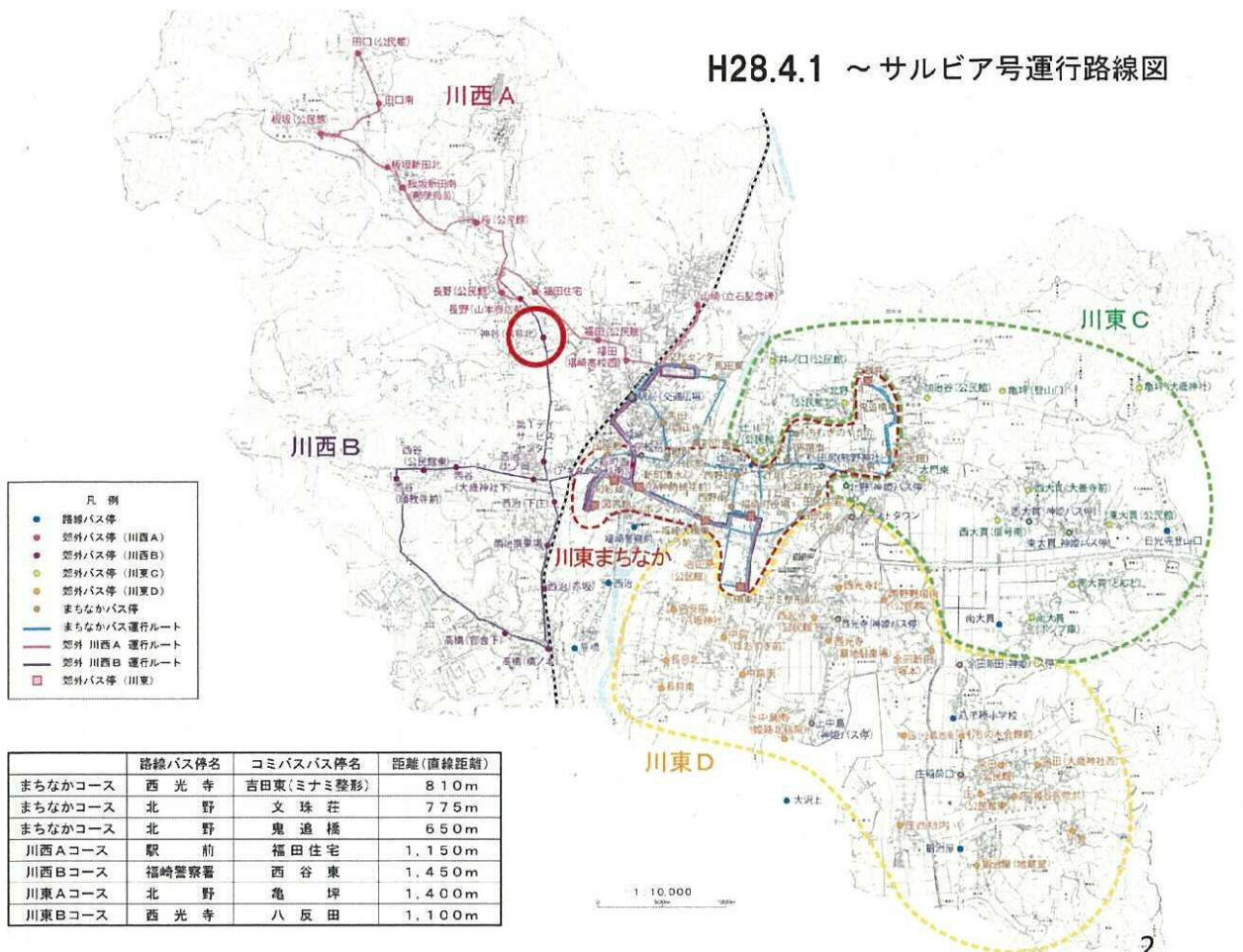
- 今後、高齢化が進む中で、公共交通の担う役割はますます高まる
ことが予想されることから地域公共交通会議からより広範な範囲
を担う(仮称)福崎町地域公共交通活性化協議会へ移行する。
(※道路運送法+活性化再生法の要件をどちらも担う協議会)

8

協議事項(2) 郊外便(川西)バス停留所の移転に伴う運 行ルート及び 時刻表の変更について

平成28年度 第1回地域公共交通会議資料
平成28年12月16日(金)

1



郊外便 川西運行ルート及びバス停の変更について

【要 望】 現在、神谷地区は、神谷(信号北)にバス停があるが、
大型車両の通行量が多いため危険である。

神谷の旧公民館前は、村の中心部に位置し、道路も
整備されており、安全で利用しやすいため移転を希望。

【変更内容】 ①バス停の移転 神谷(信号北) → 神谷(旧公民館前)
②運行距離の延長 約 500mの運行距離延長となる。

【変更時期】 平成 29 年 4 月 1 日以降(予定)

3



—— 既存の運行ルート

—— 変更の運行ルート(H29.4.1～)

4

バス停 変更前

郊外便川西地区 時刻表 (H29. 3. 31まで)

川西B〔長野→吉田東〕	(15分)	(10分)	(10分)
バス停	②	④	⑧
長野 (山本商店前)	8:46	10:27	14:53
神谷 (信号北)	8:47	10:28	14:54
第1デイサービスセンター	8:49	10:30	14:56
西治 (北ノ岡)	8:51	10:32	14:58
西谷 (大歳神社下)	8:53	10:34	15:00
西谷 (公民館東)	8:54	10:35	15:01
西谷 (順教寺前)	8:55	10:36	15:02
高橋 (官舎下)	8:59	10:40	15:06
高橋 (橋ノ本)	9:00	10:41	15:07
西治 (赤坂)	9:02	10:43	15:09
西治撰果場	9:03	10:44	15:10
西治 (下庄)	9:04	10:45	15:11
図書館	—	10:48	15:14
旬彩蔵	9:07	10:50	15:16
新町西	9:08	10:51	15:17
駅前 (交通広場)	9:09	10:52	15:18
文化センター (エルデホール前)	9:11	10:54	15:20
駅前 (交通広場)	9:13	10:56	15:22
新町西 (アキタケ外科南)	9:14	10:57	15:23
新町清水 (JA神飾統括前)	9:15	10:58	15:24
福崎大橋東 (さとう前)	9:17	11:00	15:26
福崎町役場	9:18	11:01	15:27
吉田東 (ミナミ整形前)	9:20	11:03	15:29

川西B〔吉田東→長野〕	(15分)	(20分)
バス停	⑥	⑩
吉田東 (ミナミ整形前)	12:10	16:31
福崎町役場	12:12	16:33
福崎大橋東 (さとう前)	12:13	16:34
新町清水 (JA神飾統括前)	12:15	16:36
新町西 (アキタケ外科南)	12:16	16:37
駅前 (交通広場)	12:17	16:38
文化センター (エルデホール前)	12:19	16:40
駅前 (交通広場)	12:21	16:42
新町西 (アキタケ外科南)	12:22	16:43
旬彩蔵	12:23	16:44
図書館	12:25	16:46
西治 (下庄)	12:28	16:49
西治撰果場	12:29	16:50
西治 (赤坂)	12:30	16:51
高橋 (橋ノ本)	12:32	16:53
高橋 (官舎下)	12:33	16:54
西谷 (順教寺前)	12:37	16:58
西谷 (公民館東)	12:38	16:59
西谷 (大歳神社下)	12:39	17:00
西治 (北ノ岡)	12:41	17:02
第1デイサービスセンター	12:43	17:04
神谷 (信号北)	12:45	17:06
長野 (山本商店前)	12:46	17:07

5

バス停 変更後

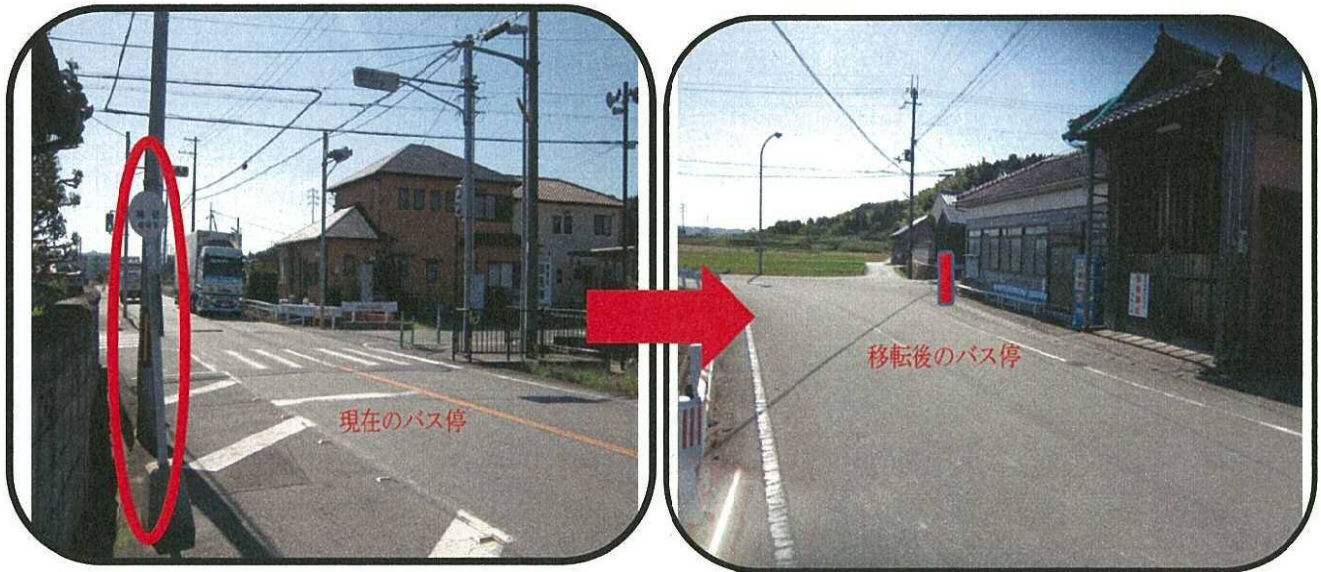
郊外便川西地区 時刻表 (H29. 4. 1～)

川西B〔長野→吉田東〕	(15分)	(10分)	(10分)
バス停	②	④	⑧
長野 (山本商店前)	8:46	10:27	14:53
神谷 (旧公民館前)	8:48	10:29	14:55
第1デイサービスセンター	8:50	10:31	14:57
西治 (北ノ岡)	8:52	10:33	14:59
西谷 (大歳神社下)	8:53	10:35	15:01
西谷 (公民館東)	8:55	10:36	15:02
西谷 (順教寺前)	8:56	10:37	15:03
高橋 (官舎下)	8:59	10:40	15:06
高橋 (橋ノ本)	9:00	10:41	15:07
西治 (赤坂)	9:02	10:43	15:09
西治撰果場	9:03	10:44	15:10
西治 (下庄)	9:04	10:45	15:11
図書館	—	10:48	15:14
旬彩蔵	9:07	10:50	15:16
新町西	9:08	10:51	15:17
駅前 (交通広場)	9:09	10:52	15:18
文化センター (エルデホール前)	9:11	10:54	15:20
駅前 (交通広場)	9:13	10:56	15:22
新町西 (アキタケ外科南)	9:14	10:57	15:23
新町清水 (JA神飾統括前)	9:15	10:58	15:24
福崎大橋東 (さとう前)	9:17	11:00	15:26
福崎町役場	9:18	11:01	15:27
吉田東 (ミナミ整形前)	9:20	11:03	15:29

川西B〔吉田東→長野〕	(15分)	(20分)
バス停	⑥	⑩
吉田東 (ミナミ整形前)	12:10	16:31
福崎町役場	12:12	16:33
福崎大橋東 (さとう前)	12:13	16:34
新町清水 (JA神飾統括前)	12:15	16:36
新町西 (アキタケ外科南)	12:16	16:37
駅前 (交通広場)	12:17	16:38
文化センター (エルデホール前)	12:19	16:40
駅前 (交通広場)	12:21	16:42
新町西 (アキタケ外科南)	12:22	16:43
旬彩蔵	12:23	16:44
図書館	12:25	16:46
西治 (下庄)	12:28	16:49
西治撰果場	12:29	16:50
西治 (赤坂)	12:30	16:51
高橋 (橋ノ本)	12:32	16:53
高橋 (官舎下)	12:33	16:54
西谷 (順教寺前)	12:36	16:57
西谷 (公民館東)	12:37	16:58
西谷 (大歳神社下)	12:38	16:59
西治 (北ノ岡)	12:40	17:01
第1デイサービスセンター	12:42	17:03
神谷 (旧公民館前)	12:44	17:05
長野 (山本商店前)	12:46	17:07

6

○巡回バス



現況

神谷(信号北)停留所

変更後

旧神谷公民館前

7

資料 3

協議事項(3) 郊外便の予備車について

【現行の運行車両】 8人乗りワゴン車(1台)、予備車タクシー2台(必要に応じて運行)

【現 状】 ①川西地区の利用者が増加に伴い、予備車が必要と思われる運行が増加。
②現在登録の予備車は、福崎町や香寺町が運行範囲のため、短時間で到着することが困難な場合がでている。

【協 議 事 項】 予備車を現在の2台から、タクシーを3台追加して計5台にすることにより、利用者の利便性が高まり、円滑な運行ができると考えられる。